

貯蓄預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 貯蓄預金
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 随時払戻しできます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 変動金利 ・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額段階別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手 数 料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、 キャッシュカード規定 に定める手数料が必要となる場合があります。 （詳しくは「 諸手数料一覧 」をご覧ください。）
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は ホームページ でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「 苦情・紛争等の受付窓口 」

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取はできません。・ 「総合口座」の取扱いはできません。・ 預金保険制度の対象預金となります。・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>
------------	--